

那須烏山市庁舎整備検討委員会の運営に関する確認事項について

1 会議について

- (1) 会議については、原則として公開する。
- (2) 会議を公開することによって、議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を非公開とすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、委員長が検討委員会に諮って行う。

2 委員名簿について

氏名、検討委員会の役職名及び所属団体名等を記載した委員名簿を市ホームページ及び総合政策課において公開する。

3 会議資料について

会議資料については、原則として会議終了後に市ホームページ及び総合政策課において公開する。

4 傍聴について

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）のため、会場の状況等に応じて適宜の数の傍聴席を設ける。
- (2) 傍聴人は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入する。
- (3) 傍聴人は、会場において会議の録音、写真撮影、動画撮影等をしてはならないものとする。ただし、あらかじめ検討委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場する。
- (5) 委員長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

5 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - ① 会議名、開催日時、開催場所、出席者
 - ② 議題
 - ③ 傍聴人の数
 - ④ 審議内容
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 会議録は、内部用会議録及び公開用会議録を作成し、内部用会議録については発言者名を記載し、公開用会議録については発言者名は記載せず「委員長、委員等」と記載する。
- (3) 公開用会議録については、市ホームページ及び総合政策課において公開する。